

## 東根市老朽危険空家等除却支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、地域の安全・安心の確保及び生活環境の向上を図るため、老朽化し、危険な状態にある空家等を除却する経費に対し、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「空家等」とは、居住を目的として建築又は使用され、現に人が居住していない建築物（これに附属する物置及び作業場を含み、長屋及び共同住宅を除く。）で周囲に対して危険性及び悪影響のあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（個人に限る。）とする。

- (1) 空家等の登記事項証明書に所有者として登録されている者（未登記の場合は固定資産課税台帳に納税義務者として登録されている者）
- (2) 前号に規定する者の相続人
- (3) 前2号に規定する者から空家等の除却について委任を受けた者

2 前項において、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

- (1) 市税等に滞納がある者
- (2) 東根市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等である者
- (3) 前号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が、次の各号のいずれにも該当する空家等（以下「補助対象空家等」という。）を除却する工事とする。

- (1) 東根市内に存するもの
- (2) 木造又は鉄骨造であるもの
- (3) 当該建築物の過半が住宅として使用されていたものであるもの

- (4) 別表の住宅不良度測定基準により算出した評点の合計が100点以上であるもの
  - (5) 建築物が共有物である場合は、その共有者全員から当該建築物の除却についての同意を得られているもの
  - (6) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であるもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者から除却についての同意を得られているときは、この限りでない。
  - (7) 故意に破損させたものでないこと。
  - (8) 当該敷地内において、過去に本事業による補助金の交付を受けたことがないもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。
- (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事
  - (2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けている又は受ける予定のある工事
  - (3) 建築物の一部のみを除却する工事
- 3 補助対象工事は、次の各号に掲げるいずれかの事業者との間に除却工事に係る工事請負契約を締結するものでなければならない。
- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づき、同法別表第1の右欄に掲げる土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業又は解体工事業に係る建設業の許可を受けた者
  - (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に基づき、解体工事業の登録を受けた者  
(補助対象経費)
- 第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象空家等の除却に要する工事費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計額又は国土交通大臣が当該年度に定める標準建設費のうちの除却工事費に補助対象空家等の延床面積を乗じて得た額のいずれか低い方の額とする。
- 2 前項の除却に要する工事費とは、次に掲げる各号のいずれかに該当するものとする。
- (1) 空家等の解体に要する工事費
  - (2) 空家等の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
  - (3) 周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、建築物の解体に要する諸経費（車両等の処分費を除く。）

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に10分の8を乗じて得た額とし、80万円を上限とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前調査)

第7条 補助金の交付をうけようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、補助金の交付の申請をする前に、東根市老朽危険空家等除却支援事業事前調査申込書（様式第1号）に、次の各号に掲げる資料を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 付近案内図

(2) 配置図

(3) 写真

(4) 登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産課税台帳記載事項証明書の写し又は固定資産税・都市計画税納税通知書に係る課税明細書の写し）

2 市長は、前項の規定による提出があったときは調査を行い、その調査の結果を東根市老朽危険空家等除却支援事業事前調査結果通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

3 交付申請者は、当該空家等が補助対象空家等に該当したときは、第2項の規定による通知の送付があった日から起算して30日以内に次条の規定による補助金の交付申請を行わなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 交付申請者は、補助対象工事に着手する前に、東根市老朽危険空家等除却支援事業費補助金交付申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第4号）

(2) 誓約書（様式第5号）

(3) 建築物の延床面積が確認できる納税通知書の写し等の書類

(4) 現況写真（建築物が老朽化し、危険な状況であると分かるもの）

(5) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）

(6) 納税証明書

(7) 第3条第1項第2号に該当する場合は、相続関係図及び相続関係が確認できる戸籍謄本等

(8) 第3条第1項第3号に該当する場合は、委任状（様式第6号）

(9) 補助対象空家等が共有財産又は複数人の相続財産である場合は、除却に係る全員の同意書（様式第7号）

(10) 所有権以外の権利が設定されている場合は、除却に係る当該権利者の同意書（交付の決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東根市老朽危険空家等除却支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第8号）により交付申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。

(2) 補助対象工事が完了した後の敷地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。

(3) その他市長が必要と認める事項

（工事の変更又は中止）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は補助対象工事を中止しようとするときは、あらかじめ東根市老朽危険空家等除却支援事業変更（中止）申請書（様式第9号）に変更又は中止の内容を示す書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定者に対し東根市老朽危険空家等除却支援事業変更（中止）承認（却下）通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、東根市老朽危険空家等除却支援事業実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象工事の工事写真（工事中及び工事完了後）
- (3) 補助対象工事に係る領収書の写し（内訳明細の付いたもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の決定）

第13条 市長は、前条の規定により算出された実績の報告が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、東根市老朽危険空家等除却支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、補助金の交付に係る請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（書類の整備）

第15条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

住宅不良度測定基準

設定区分		設定項目	設定内容	評点	最高 評点
1	構造一般 の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が 玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎が ないもの	20	
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐 朽又は破 損の程度	(3) 基礎 土台、柱又 は、はり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱 が腐朽し、又は破損しているもの等小 修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾 斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破 損しているもの、土台又は柱の数ヶ所 に腐朽又は破損があるもの等大修理を 要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損 又は変形が著しく崩壊の危険のあるも の	100	
		(4) 外壁 又は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥 落、腐朽又は破損により、下地の露出 しているもの	15	
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥 落、腐朽又は破損により、著しく下地 の露出しているもの又は壁体を貫通す る穴を生じているもの	25	
		(5) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれ があり、雨漏りのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるも の、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの 又は軒のたれ下ったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
		3	防火上又 は避難上 の構造の 程度	(6) 外壁	
イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が 3以上あるもの	20				
(7) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10	
4	排水設備	(8) 雨水	雨樋がないもの	10	10